

て乗船して歸城した。宣久は伊勢から伊賀越をして大和に入り、初瀬より奈良に入り、八幡、天神馬場、大田、生瀬の各地を経て湯山に出で數日逗留して後、もと來た道を辿つて歸途に就き英賀から乗船して歸國したのである。

私はこれから尙ほ身自鏡に據つて朝鮮との交通

路を附け加へ、更に道徳史料及び經濟史料としての同書を紹介した後、近世の初期に入つて戰績ある故老の間に自叙傳流行の風のあつた事實を舉げてそれらの二三のものと比較して見る豫定であつたが、餘りに多くの紙面をふさいだから姑くこゝに筆をおくこととする。

庄園制度崩壞の一例としての

越前國河口坪江庄の研究 (上)

牧野信之助

地方史を取扱ふ上に於て普通に中世と云はれる

ことが至當であると考へる。

時代は一面之を庄園時代と稱すべき理由を有つてゐる。庄園の起源は別段穿鑿するまでもなく既に奈良朝には充分にその發達の蹤を見るべきでありその結末に至つては先づ安土から桃山時代に置く

此の九世紀に亘る長時期の間殊に大化以降奈良朝から平安朝の初期にかけて二世紀の間律令の公布は表面頗る精密に亘つたことであるが若しそれが條文の示す如く實行せられたならば庄園の出現

と云ふことも餘程寛やかであつたかも知れぬが神社領や私墾田の發達が斑田制を打破りつつ驚くべき速度を以て進んだ結果比較的開拓の遅れてゐた草昧の地方は忽ちにして權力者の爲めに占有せられつゝ庄園の樹立を見るに至つた。斯くの如くにして庄園と云ふ問題にぶつかることなしに中世の地方の解釋は出來難いことになつた。庄園の盛行は直ちに國庫收入の減少を意味する。その弊害甚しきに至つて後三條天皇の御改革があつた。然しそれは遍く地方に及ぶ丈けの効果を奏せず終つた。院政以降公家の勢力失墜して武家の世となり鎌倉幕府の創立者源頼朝は總ての庄園を自己の勢力の下に置かんとして守護地頭の設置となつた。その企ては一時に計畫通りを實現することが出來なかつたとは云へ殊に地頭配置は漸次各庄園の實權を占むるに至つた。

然し鎌倉幕府時代では公家寺社と云ふものゝ世

間的勢力が惰力的に又信仰的に未だ全く武家の下に屈伏する時代でなかつたから庄園にしても地頭の暴力を受けつつも一庄を擧げて彼等の手に委すと云ふ場合はあまり多くはなかつた。然しながら室町の中葉以降幕府の權力失墜して所謂群雄割據の時代を現出せしむるに及んでは總べてが實力主義の勝利であつた。實力ある武人は思ふがまゝにその能力を發揮することが出來た。而して彼等武人の勢力の背景は領土そのものの擴張である——領土の擴張はその根本は庄園の併合である。

今便宜上結論の一をこゝに述べるならば當時群雄と稱せらるる武人達はその幼虫の時から庄園と名付る物體の中に喰込んで飽くまでその滋養分を吸収しつゝ飛び出した成虫ではあるまいか。

斯る大まかな觀察の下に我等は或る一團の庄園を拉し來つてその發達を辿りつゝ主としてその崩壞期から新しき領土の統一期に移る経過を吟味し

たい思ふ。今材料として越前國河口坪江及び之に隣接した二三の庄園を引用して試たい。

河口庄は和名抄に見えたる坂井郡川口郷即ち今の河口本庄三ヶ村を本庄として新郷、溝江、大口、大味、新庄、關、兵庫、荒井、細呂木を加へて所謂河口十郷を作り坪江庄も同じく和名抄の坪江郷にその名が見え大體に於て河口本庄の北に連接して西方に延び海郷の地を占めてゐる。大乘院寺社雜事記文明十二年八月三日の條に見えたる見取圖は○史林二卷 第一號 拙稿所載縮寫圖參照雜駁ながら其等各庄の位置を察知することが出来る。猶その注記に「一、金津は河口、溝江、坪江下郷與入紐也」とあることや又同一文書に或る二三の名の如きは河口庄の内とも坪江庄之内とも記されたる場合があつて兩庄はその縁邊に於て互に重り合ふ程に近接して居つた。

此より先き興福寺は奈良朝末から王朝の初期に亘り皇室から坂井郡その他の地を施入せられ加ふ

るに東大寺の寺領をも籠めて遂に兩庄の興立を見るに至つた。それには王朝の中葉その地に繁衍した藤原利仁一流の子孫が或は國司として豪族として同族の祖神たる春日社の爲めに又氏寺にして春日社を鎮守とせる興福寺の爲めに土地を施入して敬虔の意を表示したことが大なる手傳ひをなしてゐる。庄の起源は記録によつて少しづつ異同を見るけれども結局白河院の御代に在國の藤原氏一流の者之を奏言し春日社毎日不退一切經轉讀の料所として寄進されたもの、思はれる。坪江の庄はそれよりも二百年を遅れて正應元年後深草院の御寄進と云ふことで春日社新三十講の料所に充てられたことになつてゐる。斯して兩庄を通じて春日の御分靈を總鎮守とし各郷みな之に倣ひ庄の面積は廣大に地味は豊沃であつたから春日社兼興福寺領として大和及び近國所在の庄園中最も重要な位置を占めておつた。庄の面積は春日神廟記の書き上

げを始めとして總講田の覺などにも十郷の割當てが常に六百町と云ふ事になり従つて室町幕府時代の反錢調符などはいつもその割合にしてあるけれども立庄の當時では一層廣大であつた様である

弘安十年の註記では細呂宜郷本庄郷などは各二百町以上を占め十郷を合せて都合一千百六十七町八反二百歩と見え猶除田成畝定とあることから絶えず加墾田が増加せられたに相違ない。坪江庄は室町幕府時代の調符では六十餘町に算出せらるる割合であるが立庄當時はその上郷丈けで百五十三町七反三百歩と云ふことであるから下郷を加へてその二倍三百町迄には達しないまでも以て大體の見當をつけることが出来やう。斯くの如くにして形式上等しく皇室の特旨によりて施入せられたる兩庄は御領又は神領の稱號を用ゐる寛治二年興福寺別當大乘院造立せらるるに及び本所の名を以て之に臨むこととなつた。兩庄の成立はそれとして鎌

倉幕府の頃にあつては本所の勢力が充分に認められておつた時代として外に對しては守護不入の特權を保ち内は絶えず別納加納の地を拓きつつ庄内の經營に盡力されておつた。

吾等はあまりに勝手に作つた約束に事例を當て箴める譏りを受けるかも知れないが建武中興の年十二月には坪江郷の名主等が三十講料布施物等を抑留の訴へあるにより雜訴決斷所の牒文を越前の國衙に移してその濫吹を停めしめたことが見えてをり翌二年正月には河口庄の新郷政所屋へ上使、國司代、守護代などの爲政者が坪江郷の與力を率ゐて亂入し財貨を掠むるに至つた記事を認める此等の出來事は前の時代にあつても既に各地の庄園で繰り返された常習であつて決して珍らしい事例ではない。然し時勢の反映はこの強盜的な行爲を以て引續き脅かされ勝ちになつた。延元國難以來越前は比較的宮方に緣故の多い地方であつたが新

田氏一族の敗滅以後は全く武家方の勢力圏に入り
斯波高經一國の守護として、之に蒞むこととなつ
た。此時河口坪江庄は始めて第一回の恐怖時代に
遭遇することとなつた。守護としての高經は矢張
幕下の他の將士に見る如く横暴の振舞を事とした
が貞治元年二月遂に河口庄を押領して之を臣下に
宛て行ふに至つた。興福寺實嚴僧正の所記に「被押
領ニヨツテ諸事ノ要脚コト／＼ク闕如ス是一寺滅
亡ノ基タル歟」と見えてゐる。これは公卿、僧侶
の日記にはあり勝ちな常套語ではあるけれども滅
亡の基は事實その識語をなしたものと云へる。但
し如何に道朝入道○高が我意の沙汰を振舞ふたど
は云へ南都大衆の勢力は決して直ぐに泣寝入をす
る程武家に屈伏の態度をさるものではなかつた。
例によつて大衆の蜂起南大門の會合相繼いで起り
京都公武への陳訴と云ふことになり次で神木の入
洛となり之を道朝の宿所に振捨つるに至つた。偶

道朝は佐々木、赤松などの權臣と内訌して五年八
月越前没落の止むなきに至つた。

この事件は結果から見れば興福寺側の勝利に歸
した様であるけれども偶道朝の没落に伴ふた落着
と見るべきであつて武家の勢力は最早充分にこれ
まで勢力を蓄積し來つた衆徒などを蹂躪すべき時
勢に進んで來てをたとも解せらる。斯して興福
寺はこの大難を免れたとは云へ室町時代に入つて
はその兩庄に透間もなく武人の割據を示すに至つ
た。

凡そ庄園の組織はその存立を安全にする爲めに
二重、三重に本家本所を戴き又その得分を割當て
る爲めに各種の職を設くるを常態として従つて其
等の間の得分關係が複雑を極むることは何れの場
合にも共通の現象であるけれどもこの兩庄にあつ
ては殊に甚しき複雑さを示してゐる。これは一面
に於て庄の興立の時を距るに従ひ庄官として勤仕

した敬虔なる氏人を失つた結果興福寺にあつては彼等に代はる管理者を見出すことが困難なる爲めに管理方法を變更するに至つたことを示すものである。

それは興福寺が直接寺官を派遣してその庄家を管理せしめたる場合即ち直務地と地方にはその地の武人等に受負の組織即ち請所地たらしめた場合との二つがある。この管理方法は鎌倉幕府の末期頃には充分に行はれたことであつて直務地には檢校所を設け駐在の寺官はその地の年貢を集めて寺使に引渡すと共に請所に對して監督權を有つてをつた。請所にあつては政所屋を設けて任命依託された庄官等はこゝに庄務を執つておつた。直務地は兎も角直轄であるだけに一庄の盛衰を來すやうな性質のものではないが請所地にあつては時代が進めば進むほど競望者が多くなつて漸次直務地を侵漁し遂にその庄官——受負者は勢力を挾んでそ

の地を蠶食するに至つた。結局庄園の崩壞は請所地から起つたものと言ふことが出来るであらう。但し請所地の考察に先つて順序として一言庄民と本家との直接交渉を述べる必要がある。

凡て室町幕府時代にあつては下剋上の世相が何れにも反映して平民階級の擡頭を示した事であるがこの兩庄にあつては直務、請所の雙方を通じて名主職があり又刀禰職などがあつた。此等は庄内に各名の長たるものが幾分の土地を宛行されて庄官に備はり百姓と代官との間に立つたのであるがその威權を専らにしたことは當時の事書の中に續出せることであつて年貢の不法未進から名を取放ちて寺門に返進を迫られたものが尠くない。建武二年正月河口庄亂入の狼藉人交名中名主四人を示してゐるのも彼等の濫行を證據立てる一つの材料である。然し斯様な事例は前の時代にもあり勝ちであることは云へこれを當時の一般庄民の行動

に徴する時は矢張時代の推移と云ふことを考へられずにはゐられない。

室町末期頃から戰國時代へかけての大乗院の記録には庄民の記事が可なり多く散見してゐるが第一眼につくことハ農民の上落若しくは南都參上のことである。彼等のもとより庄園治下の百姓として本家に要求する事件は別事ではない年貢輕減の請願それである。然し問題は定まつてあるとは云へ記録を通じて見た彼等の行動は第一かく頻繁に直接上國して當事者と直接會見の上諒會を求めんとすること、第二にその陳述が相當に條理を盡してゐることが認められる。寛正二年十月河口庄惣

百姓中として寺使吉萬房へ捧げた書狀

○大乗院寺社
雜事記十二

の如きは反錢の賦課につき理非を盡くしてその延期を乞へる標本的陳狀書として注意すべきものである。時には訴狀を捧げて非違の庄官を彈劾した場合なども尠くない。何れにしても民權が或程度

迄發達してをうて較もすれば無理な誅求を常とした庄家に楯突き、一方彼等の惡化された部分は一揆となつて急激に庄園の破壞を試みた。最も一層無氣力なる百姓にあつては飢饉戰爭誅求などのある度に逃散して作田を荒亡せしめたものも少數ではなかつた。要するに以上種々の原因から庄民そのものが庄家に對して漸次不利益な形をとるものが多くなつたことは明かである。